ます。

- 対市内の自治会・町内会およびマン ション管理組合
- □補助金上限額 ①と②の合計額
- ①団体割額: 1万2,000円 ②世帯割額:200円×加入世帯数 ※1,000円未満は切り捨て
- □申請受付 7月2日(月)~10月31日(水) 申申請書類を上記期間中に〒202-8555市役所協働コミュニティ課(保谷 庁舎3階)へ持参(持参できない場合は 応相談)
- ※詳細はお問い合わせください。
- ▶協働コミュニティ課保
  - **a** 042-438-4046

#### 蛇口・LEDの取り換え費用の 半額を助成

地球温暖化対策の推進のため、以下 の省エネルギー設備の工事費用(購入 費用も含む)の半額を助成します。

□助成内容

\*1,000円未満切り捨て

機器	対象者	要件	助成額*
節水節湯水栓	ある方 録が	既設の水栓を、 節湯A1・B1・ C1・A・B・ ABの表示がさ れている水栓に 交換	工事費用の 50% 上限5万円
LED照明器具	中小企業者・管理組合などに集合住宅を有する個人・上記に同じ、または市内	住居用途に供する部分(集合住 宅の共用部分は とも含む)にる 置されている。 置されている。 管型蛍光灯照明 器具をLED照明 器具に交換(配 線工事を伴うランプ交換も可)	工事費用の 50% 上限15万円 (対象設備 に共用を なま合い るま合い 2万円)

※LEDは、直管型蛍光灯からの交換限定 (サークライン(円形・丸形)などは対象外) ※同一の住宅などにつき各1回、併用申 請可。過去に同様の助成を受けた方も対

※都営住宅・UR賃貸住宅などは助成対象 外

#### □申請方法

環境保全課窓口・市田で配布する申 請書に必要書類を添えて下記に持参 ※必ず機器などの設置前に申請してく ださい。

### □申請受付開始日

- ●節水節湯水栓…6月28日休
- LED照明器具…6月29日 🛳
- ※受付期間中でも、予算額に達した場 合は受付終了
- ※詳細は市田をご覧ください。
- ▶環境保全課
- **m** 042 438 4042

#### スポーツセンター プール利用休止

7月2日(月)~5日(木)は、水抜き点検 などのため利用できません(7月1日 (日)午後3時以降の一般遊泳も不可)。

ご理解とご協力をお願いします。 ※プール以外の施設は7月3日似休館 日を除き、通常通り利用できます。

間スポーツセンター 6042-425-0505 

# 市政・選挙

#### はなバスに関するアンケート

はなバスに関する皆さんの意識を把 握するため、アンケート調査を実施し ます。調査へのご理解とご協力をお願 いします。

#### □調査方法

16歳以上の市民の方から無作為に 3,000人を抽出し郵送

□回答方法 調査票を、同封の返信用 封筒に入れ、郵便ポストへ投函してく ださい。

時 6月15日金から

※なお、回収した調査票は、調査目的 以外に使用することはありません。

#### 6月1日現在の選挙人名簿登録 者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性8万1,022人、女性 8万6,635人、計16万7,657人 前回から、男性9人増、女性131人増、 計140人増加しています。

#### □定時登録の要件

①日本国民 ②平成12年6月2日以 前に出生 36月1日現在、引き続き 3カ月以上居住している(他市区町村 から転入した場合は、3月1日までに 本市の住民基本台帳に記載)または、 2月1日以降の転出で、転出前に3カ 月以上居住していた

□在外選挙人名簿登録者数 男性96 人、女性107人、計203人

#### □在外選挙人名簿登録の要件

①日本国民 ②登録申請時に満18歳 以上 ③在外選挙人名簿に登録され ていない ④在外選挙人名簿の登録 申請に関し、その者の住所を管轄する 領事官の管轄区域内に引き続き3カ月 以上住所がある

▶選挙管理委員会事務局保

**a** 042 - 438 - 4090

# 募集

# 学童クラブ指導員補助

#### (夏季限定臨時職員)

- □資格・人数 18歳以上(高校生除く) の方・30人程度 ※下記期間中休ま ず勤務できる方優先
- □勤務日時 7月23日(月)~8月31日 (金の平日(午前8時30分~午後6時の) うち7時間45分以内)

※既に旅行などの計画がある場合は履 歴書に記入してください。

- □勤務地 市内学童クラブ勤務
- □賃金 1,060円(保育士・教諭免許取 得者など有資格者)、990円(無資格者) **申**6月29日金(必着)までに、市販の 履歴書(写真貼付)・資格証明書の写し

(有資格者のみ)を〒188-8666市役所

児童青少年課(田無庁舎1階)へ持参ま たは郵送

※詳細はお問い合わせください。

▶児童青少年課 ■ 1042-460-9843

# 事業者募集

#### 企画・編集支援委託事業者

☑男女平等推進センター発行の情報 誌の企画編集支援業務の委託

- □選考 企画提案競技(プロポーザル 方式)
- 申6月22日金午後5時までに必要書類 を提出
- ※詳細は市田をご覧ください。
- ▶男女平等推進センター
- **a** 042 439 0075

#### 似《傍 聴》 教育委員会

- 閱 6月26日以午後2時
- 場防災センター
- 内・定行政報告ほか・10人
- ▶教育企画課保
  - **a** 042 438 4070

### |||(傍 聴)|||| 審議会<sup>な</sup>ど

#### ■使用料等審議会

- 母 6月29日 金午後2時30分
- 場田無庁舎3階
- 内施設使用料の適正化
- 定 5人
- ▶企画政策課Ⅲ
  - **a** 042-460-9800

#### ■子ども子育て審議会児童館等再編 成専門部会

- 閱 6月29日億午後7時
- 場田無庁舎5階 内児童館等の再編成
- 定 8人
- ▶子育て支援課Ⅲ
- $\blacksquare 042 460 9841$

#### ■男女平等参画推進委員会

- 時6月25日例午後6時
- 場田無庁舎5階
- 四:定第4次男女平等参画推進計画 の策定<sup>ほ</sup>か・5人
- ▶協働コミュニティ課
- **a** 042-439-0075

#### ■建築審査会

- 閱 6月21日休午後2時
- 場保谷庁舎2階
- 内・定建築基準法に基づく同意・5人

#### ■教育計画策定懇談会

- 母 6月22日 金午前9時30分
- 場田無庁舎5階
- 図·屋次期教育計画の体系・5人

# ■学校給食運営審議会

- **閱** 6月28日休午後2時30分
- 場谷戸小学校
- 内・定中学校給食・5人
- ▶学校運営課保 6042-438-4073

# 「田無駅南口再開発事業」についての注意喚起

最近、「市が田無駅南口で再開発 事業を行うのか」、「都市計画道路の 周辺家屋の解体事業に参加するため に、組合に参加金を納入する必要が あるのか」といった確認の問い合わ せを多数いただいていますが、市が 再開発事業を行う予定はありません。 また、市で再開発組合を組織するこ ともありません。

市が関係しているかのようなお話 には十分ご注意ください。

# 固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の 翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

#### 住宅のバリアフリー改修

アフリー改修工事(※1)を行う ●工 事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定 を受けている方、障害者の方が居住す る家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の 床面積が50~280㎡ ● 1戸当たり の工事費用が50万円超(補助金などを 除く自己負担額) ●現在、新築住宅 軽減および耐震改修に伴う減額を受け ていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改 修に伴う固定資産税の減額適用申告書

事明細書・現場の写真など)と工事費用 □**減額分** 3分の1(住宅面積100m⁵で) の領収書の与し **③**納税義務者の住民 □減額要件 ●新築日から10年以上経 票 ④居住者の要件により次のいずれ 過した市内の住宅に対し、一定のバリ かの書類 ●65歳以上…住民票 ●要 介護・要支援…介護保険被保険者証の 写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、 改築等工事証明書または住宅耐震改修 交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、 浴室・便所の改良、手すりの設置、屋

②工事内容などが確認できる書類(工

## 住宅耐震改修工事

の滑り止め化

□減額分 2分の1(住宅面積120m<sup>3+</sup>で)

内の段差の解消、引き戸への交換、床

前から市内にある住宅に対し、現行の 耐震基準に適合させる耐震改修工事を 行う ●工事後3カ月以内に資産税課 へ申告する ● 1 戸当たりの工事費用 が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係 る固定資産税の減額適用申告書 ②増 証明書 ③耐震改修工事費用の領収 書の写し

# 住宅の省エネ改修

□**減額分** 3分の1(住宅面積120㎡<sub>で</sub>) □減額要件 ● 平成20年1月1日以前 から市内にある住宅(賃貸住宅を除く) に対し、一定の省エネ改修工事(熱損 □減額要件 ● 昭和57年1月1日以 失防止改修 ※ 2)を行う ●工事後3

#### 

カ月以内に資産税課へ申告する ●改 修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ● 1戸当たりの工事費用が50万円超 (補助金などを除く自己負担額) ●現 在、新築住宅軽減および耐震改修に伴 う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修 に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の 領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤補助金などの交付を受けた場合は、 交付を受けたことが確認できる書類 ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高 める改修工事(外気などと接するもの で、窓の改修を含めた工事であること が必須)